

令和元年(2019年)第7回ニセコ町議会臨時会

令和元年(2019年)10月8日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 請負契約の締結について
(ニセコ駅前温泉綺羅乃湯コージェネレーション及び熱交換機設置工事)
- 5 議案第2号 令和元年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	山本契太
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
建設課長	高瀬達矢

建設課参事	黒	瀧	敏	雄
上下水道課長	石	山	康	行
総務係長	馬	渕	淳	
財政係長	島	崎	貴	義
教育長	菊	地	博	
学校教育課長	前	原	功	治
町民学習課長	佐	藤	寛	樹
学校給食センター長	富	永	匡	
幼児センター長	酒	井	葉	子
農業委員会事務局長	山	口	丈	夫

○出席事務局職員

事務局長	佐	竹	祐	子
書記	中	野	秀	美

開会 午後2時55分

◎開会の宣告

○議長（猪狩 一郎君） ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和元年第7回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（猪狩 一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩 一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番、青羽雄士君、1番、篠原正男君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩 一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩 一郎君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官 青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

◎日程第4 教育長就任の宣誓

○議長（猪狩 一郎君） 去る10月1日、教育長に再任されました菊地教育長から、ニセコ町まちづくり基本条例第26条の規定により、教育長就任の宣誓を行いたい旨、申し出がありましたので、こ

れを許します。

教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定により、宣誓を行います。

宣誓書、宣誓、私は就任にあたり、教育長の職務とその重責を自覚するとともに、その職が町民の信託によるものであることを深く認識し、ニセコ町の教育振興と、未来を担う子どもたちの確かな成長を支えるために、誠心誠意努力してまいります。ここに日本国憲法により保障された、自治権の一層の拡充と、ニセコ町まちづくり基本条例の理念の実現に向けて、教育を通じて誠実、かつ公正に職務を執行することを固く誓います。令和元年10月8日、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

9月の定例会にてご同意を得まして、10月より3期目を迎え、一層身が引き締まる思いでございます。皆様方より、今後もご教示賜りながら、ニセコの教育の充実のために誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩 一郎君） 以上で教育長の宣誓を終わります。

◎日程第5 議案第1号から日程第6 議案第2号

○議長（猪狩 一郎君） 日程第5、議案第1号、請負契約の締結について、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯コージェネレーション及び熱交換機設置工事の件、及び、日程第6、議案第2号、令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） 日程第5、議案第1号、請負契約の締結について説明をいたします。議案の2ページをお開き下さい。

議案第1号、請負契約の締結について、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯コージェネレーション及び熱交換機設置工事。次のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法第96条 第1項 第5号の規定により、議会の議決を求める。記、1、契約の目的、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯コージェネレーション及び熱交換機設置工事。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、5,973万円。4、契約の相手方、札幌市白石区平和通15丁目南1番8号、北ガスジープレックス株式会社、代表取締役 西清之。令和元年10月8日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件につきましては、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯コージェネレーション及び熱交換機設置工事に係る契約に関するものでございます。本工事は、町有施設では最大のCO2発生源であります綺羅乃湯のCO2排出量削減と、株式会社キラットニセコの経営を圧迫している最大の原因であるエネルギー費用を削減することを目的として、綺羅乃湯にLPガスを燃料とするコージェネレーションを設置するとともに、浴室内の洗い場からの排湯を貯める排湯槽内に熱交換器を設置する工事でございます。

8月20日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、ニセコ町の事業者1社、札幌市の事業者4社の計5社を指名いたしました。9月11日に入札を行った結果、1回目の入札で5社の見積価格が予定価格を上回ったため、2回目の入札を実施したところ、5社のうち4社が辞退を申し出た為、1回目の入札金額で最も低い金額を提示した北ガスジープレックス株式会社と協議を行うこととなり、入札終了後に協議

を実施いたしました。協議の結果、予定価格を上回る結果となったことから、本入札の結果は不調となりました。これを受け、9月25日に指名選考委員会を開催し、先の入札で最低価格を提示した事業者1社を選考し、10月3日に見積合わせを行った結果、消費税抜きで見積額が5,430万円となりまして、北ガスジープレックス株式会社に決定したものでございます。なお、予定価格に対する決定額の割合は99.71%でございます。工事の工期については、令和2年1月10日までを予定しております。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第6、議案第2号、令和元年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。別紙議案の1ページをご覧ください。

議案第2号、令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ137万8千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億979万6千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和元年10月8日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開き下さい。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。4ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。5ページの歳出をご覧ください。今回の補正額合計137万8千円の財源については、国道支出金で16万9千円、一般財源で120万9千円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします8ページをお開き下さい。歳出です。10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、15節 工事請負費では、小学校避難器具設置工事82万5千円。今年度ニセコ小学校において、避難訓練を実施した際に、消防支署職員より避難用救助袋が設置されていないとの指摘を受けております。消防法では「2階以上の建設物、鉄筋造は3階以上となりますが、2階以上の建設物で50人以上の収容人数がある建物は設置義務がある。」とされているところですが、設置義務の例外規定として、消防法施行規則で「建築基準法に合致する屋内避難階段がある場合、救助袋の設置義務を免除する」との規定があり、平成22年度の大規模改修工事時点ではその免除規定により設置する必要はありませんでした。その後、平成29年度に屋内避難階段に関連する規定が改正され、要件が詳細に定義されたことから、法令どおり3階に避難器具（垂直式救助袋）を設置する費用について補正するものでございます。5項 幼児センター費、1目 幼児センター費、19節 負担金補助及び交付金では、施設等利用給付費負担金33万9千円。令和元年10月から幼児教育・保育が一部無償化となり、新たに施設等利用給付費認定が開始されます。その認定を受けて一時預かり保育を利用する際に、毎月保護者が支払った利用料に対して、上限額の範囲内で保護者への給付を行うため、必要な費用を補正するものです。内訳といたしまして、給付上限月額1万1,300円の6ヶ月、対象者5名で33万9千円の計上です。なお、国費負担金として1/2分を歳入計上しています。続きまして、7項 保健体育費、3目 給食センター費、9節 旅費では、費用弁償14万6千円。本年度採用した臨時調理員2名、4月1日採用1名、6月18日採用1名について、倶知安町から通勤していることから通勤手当相当額の支払いが発生しますが、当初予算では不足するため補正を行うものでございます。5目 運動公園費、11節 需要費の光熱水費では、6万8千円。7月、8月に好天が続いたことから雨が不足し、運動公園の芝の維持管理のために散水作業を行った結果、水道使用量が増加し、予算不足

となる上下水道料及び電気料を支払うために必要な費用を補正するものです。

続いて、歳入について6ページをお開き下さい。15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、2目 教育費 国庫負担金、1節 幼児センター費負担金16万9千円については、歳出で計上いたしました幼児教育・保育が一部無償化となり、新たに施設等利用給付費認定が開始されることによる、給付費に係る財源として国費負担1/2分を補正するものです。7ページは20款、1項、1目 繰越金、1節 前年度繰越金において、歳入歳出予算の収支均衡を図るための120万9千円の計上です。

説明は以上ですが、本補正予算にかかる歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別冊の補正予算資料No.1 をご覧下さい。議案第2号については以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（猪狩 一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号、請負契約の締結について（ニセコ駅前温泉綺羅乃湯コージェネレーション及び熱交換機設置工事）の件についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木 直良君） 2点質問いたします。1点目は、先程のご説明で1回目、2回目共、競争入札において不調になったと。予定価格より1回目も2回目も多かったということですが、だいたい何パーセント程度オーバーだったのかということをお教えいただきたいと思っております。2点目は、その後随意契約ということで協議をしたということですが、入札時に1回目、2回目ともオーバーしていたことを踏まえて協議をしたと思っております。その協議によって、発注内容に変化があったのかどうか。あったとすれば、どのような変更で随意契約に至ったのかお教えいただきたいと思っております。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 高木議員の質問のお答えします。まず整理させていただくと、1回目は5社で入札を行って、最終的に4社が辞退して、1社は辞退はしなかったのですが、予定価格よりオーバーしたので不調に終わったと。2回目の入札を行ったが、それについては1社指名して、入札になり落札して、いま提案をさせていただいています。2回不調になったわけではございません。1回目の不調に終わった入札については、約10%以上の格差がございまして、北ガスジープレックスと協議をしましたが、やはり価格差は埋められず、これについては不調に終わらせることになったということでございます。2つ目の質問ですが、前回と今回の設計内容が変わったのかと言いますと、設計内容自体は実施設計を委託した事業者さんがやっております、これについては変わっておりません。今回、予定価格を積み上げる段階で、予想以上の資材費の高騰や人件費の高騰がみられて、その部分を最終的に調整したということになります。その部分以外の製図設計の部分は全くいじってございません。以上です。

○8番（高木 直良君） わかりました。

○議長（猪狩 一郎君） ほかに質疑はありませんか。

青羽議員。

○9番（青羽 雄士君） 金額のことには全く異論はありません。ただ、ご説明の中に工期があったと思っております。副町長の説明によりますと1月10日までとお聞きしましたが、不調に終わる前の当初

のときの工期とずれているのかなと勝手に想像しているわけですがけれども、綺羅乃湯も9月の定例で休館すると、そのなかでいろんな助成等もしていただけるということになりましたけれども、この工期については休館等には影響がないのか、その点お答えいただきたいと思います。

○議長（猪狩 一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村 一広君） 青羽議員の質問にお答えします。工期については変更ございません。休館についても、当初お示しさせていただいた期間、11月1日から12月中旬くらいまでで予定しているところでございます。基本的には影響がないように取り進めているという状況でございます。以上でございます。

○議長（猪狩 一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号、請負契約の締結について（ニセコ駅前温泉綺羅乃湯コージェネレーション及び熱交換機設置工事）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号、令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論にはいります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号、令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これにて、令和元年第7回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

開会 午後3時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)